

## 事業者カードローン 新旧対照表

変更後	変更前
<p><b>1. (この規定の取引における契約の成立)</b> 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫 所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、こ の規定の取引に係る契約が成立するものとする。</p> <p><b>2. (カードの利用)</b> (略)</p> <p><b>3. (A T Mによる払戻し)</b> (略)</p> <p><b>4. (随時のご返済)</b> (略)</p> <p><b>5. (A T M故障時等の取扱い)</b> (略)</p> <p><b>6. (カード・暗証番号の管理等)</b> (略)</p> <p><b>7. (偽造カード等による払戻し)</b> (略)</p> <p><b>8. (盗難カードによる払戻し)</b> (略)</p> <p><b>9. (カードの紛失、届出事項の変更等)</b> (略)</p> <p><b>10. (カードの再発行等)</b> (略)</p> <p><b>11. (お借入れ、ご返済の明細)</b> (略)</p> <p><b>12. (解約等)</b> (略)</p> <p><b>13. (譲渡・質入れ等の禁止)</b> (略)</p> <p><b>14. (規程の準用)</b> (略)</p> <p><b>15. (規程の変更等)</b> (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の 変化その他相当の事由があると認められる場合に は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するも のとしします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨お よび変更後の規定の内容ならびにその効力発生時 期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当 の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前 2 項による変更は、公表の際に定める相当な 期間を経過した日から適用するものとしします。</p>	<p>1. (カードの利用) (略)</p> <p>2. (A T Mによる払戻し) (略)</p> <p>3. (随時のご返済) (略)</p> <p>4. (A T M故障時等の取扱い) (略)</p> <p>5. (カード・暗証番号の管理等) (略)</p> <p>6. (偽造カード等による払戻し) (略)</p> <p>7. (盗難カードによる払戻し) (略)</p> <p>8. (カードの紛失、届出事項の変更等) (略)</p> <p>9. (カードの再発行等) (略)</p> <p>10. (お借入れ、ご返済の明細) (略)</p> <p>11. (解約等) (略)</p> <p>12. (譲渡・質入れ等の禁止) (略)</p> <p>13. (規程の準用) (略)</p>

以 上